

伊佐市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 平成27年3月20日(金) 午前9時00分から10時30分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室
3. 出席委員 (19人)

会 長	21番委員			
会長職務代理者	20番委員			
委 員	1番委員	2番委員	3番委員	4番委員
	5番委員	6番委員	8番委員	9番委員
	10番委員	11番委員	12番委員	13番委員
	14番委員	15番委員	16番委員	17番委員
	19番委員			
4. 欠席委員 (1人)

欠席者	18番委員
-----	-------
5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

9番委員 10番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・**除外**・**編入**)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「非農地証明願」について

議案第7号「事務局職員の任免」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地振興係 長

農地振興係 書記

開始時間 午前9時00分

事務局長 おはようございます。只今より、平成26年度第12回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
我々組織の会編を今の通常国会で変わって来ると思います、10月に選挙ですが、選挙もしないで4月までなるか、新しい制度で行うかがはっきりしません。

また、人員についても選任となりますので各団体からの推薦も無くなり委員は少なくなると思います、校区等から推進してもらい市長がその中から選任するとなると思います。

農地利用最適化推進委員と言う制度もできると思いますが、各コミュニティー等から推進してもらい農業委員会で選任することになると言うことですがまだはっきりしません。

本日は、18番委員が急遽T P P関連の陳情のために出会のため欠席届が出されております。

本日の出席人員は19人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

9番委員と10番委員に、お願いをいたします。

ただいまより総会を始めます。

諸般報告

議長 事務局より、諸般の報告について報告を求めます。
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてお願いします。

事務局 報告「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましてご報告いたします。

資料の1～9ページになります。

農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が27件ありました。

以上、ご報告いたします。

議長 報告が終わりました、委員の皆さん質問はありますか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号 経営基盤強化促進法農地利用集積計画に係る意見決定のうち所有権移転分について説明いたします。

10ページをお開きください。

整理番号1番につきまして、譲渡人は、伊佐市大口青木にお住まいのDM氏です。

譲受人は、伊佐市菱刈下手にお住まいのTK氏で、年齢は33歳、自治会は下手須川で、経営面積は1,436㎡で、今回のあっせん分と合わせ5,000㎡の下限面積を上回りますが、農業法人株式会社Tファームを立ち上げ、49,327㎡を家族で経営されております。

土地の所在地は、菱刈下手字尾崎前3筆で、地目はいずれも田、面積は、1,970㎡、1,115㎡、3,103㎡の合計6,188㎡です。

あっせん委員としまして、12番委員、3番委員をお願いいたしました。

続きまして、利用権設定につきまして説明いたします。

32-1ページ総括表をお開きください。

期間は1年から10年で、面積は、田、200,543㎡、畑、29,452㎡の合計229,995㎡です。

利用権の設定をする者の数72人、設定を受ける者の数41人です。

土地の明細につきましては、11ページから32ページの整理番号1番から74番のとおりです。

皆様のご審議方、よろしく願いいたします

議長 只今事務局の報告が終わりました。
委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

整理番号1番について、担当委員の調査報告を求めます。

1番委員。

1番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、去る3月12日に受人のMTさん立会のもと現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。

受人MTさんは、伊佐市菱刈徳辺、自治会は徳辺上で、年齢は61歳입니다。

譲り渡人は、神奈川県川崎市麻生区東百合丘三丁目にお住まいのYSさん、会社員です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字狩迫、地目は畑、面積は759㎡で、受人の経営面積は6,370㎡、取得可能面積であります。

作業従事者は2名で、受人の経営規模拡大で、所有権移転売買あります。

申請地は、国道268号線を徳边上公民館方に300m位の所で、現況は良く管理された畑であります。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、譲り渡人の戸籍附表、字図等が添付されております。

以上で報告を終りますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議長 1番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、許可が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>18番委員が欠席ですので事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>18番委員が欠席ですので事務局で代理報告いたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号2番について、去る3月17日に現地調査を行ないましたので18番の代わりに事務局が報告をいたします。</p> <p>申請人THさんは、伊佐市大口青木に居住され、自治会は上青木中、年齢は53歳です。</p> <p>渡人MYさんは、伊佐市大口青木に居住され、自治会は上青木東、年齢は65歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口青木字瀬戸口、地目は田、地積は426㎡、所有権移転売買あります。</p> <p>受け人の経営面積は15,094㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は自宅より300m位置し、現況は良く管理された農地であります。</p> <p>経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書・字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議 長	<p>8番委員の調査、事務局の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号2番について、事務局報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

(全員挙手)

議長

全員挙手。
よって整理番号3番は、許可が決定しました。

議長

整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。
16番委員。
この議案は5番委員が譲受け人となっていますので、農業委員会等に関する法律、第24条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。
関係議案終了後に入室、着席していただきます。
それでは、5番委員の退席をお願いします。
(5番委員退席)

16番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、去る3月7日、受人Hさん立会のもと現地調査いたしましたので16番が報告いたします。
受人HAさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は崎山、年齢は73歳です。
渡人ATさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は崎山東、年齢は92歳です。
申請地は、伊佐市大口田代字中綿瀬 他4筆で、地目は田、地籍合計は1,855㎡、所有権移転売買であります。
受人の経営面積は26,357㎡で、取得可能面積であります。
農業従事者は2名で、通作距離は1キロであり、良く管理された水田であります。
今回購入される田の隣接地は受人の田が連なっており、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いします。

議長

16番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りします。

		<p>16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手。)</p>
議	長	よって整理番号3番は、許可が決定しました。
議	長	ここで、5番委員の入室をお願いします。
		(5番委員着席)
議	長	整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。
		9番委員。
9番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る3月15日に現地調査にいきましたところ、譲渡人、譲受人とのくいちがいがあり再度申請するという事で、今回は取り下げとなりました。</p>
議	長	今9番委員の報告の通り整理番号4番は、取り下げとなりました。
議	長	整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。
		11番委員。
11番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番について、去る3月13日に現地調査を行いましたので11番が報告いたします。</p> <p>受人MSさんは、伊佐市大口大田に居住され、自治会は大田、年齢は60歳です。</p> <p>渡人MMさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元、年齢は82歳で、受人とは親子関係であります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈荒田字田ノ口、他1筆で、地目は田、地籍は合計2、154㎡で、所有権移転贈与であります。</p> <p>受け人の経営面積は、9,893㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は、自宅より約5キロ位になります。</p> <p>現況は良く管理された水田で、経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p>

		委員の皆様方のご審議方よろしくお願いしまして私の報告を終わります。
議	長	11番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号5番について、11番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号5番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。 15番委員。
15番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番について、去る3月9日に譲受人MOさん立会のもと現地調査を行いましたので15番が報告いたします。 受人は、伊佐市菱刈荒田にお住まいのMOさん、自治会は荒田下、年齢は81歳です。 渡人は大阪府堺市原山台五丁目にお住まいのMKさん、Oさんの弟さんです。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字中水利流、地目は田、面積は2,927㎡で、弟さんからの所有権移転贈与であります。 受け人の経営面積は、46,262㎡で、取得可能面積であります。 農業従事者は2名であります。 申請地の所在地は、菱刈本城線の森山橋南側道路沿いにあります。 現況は良く管理された水田で、現在受人のMOさんが耕作されております。 経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いしまして私の報告を終わります。

議 長

15番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
整理番号6番について、15番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

議 長

全員挙手。
よって整理番号6番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めます。
17番委員。

17番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番について、去る3月10日に申請人KNさん立会のもと現地調査を行いましたので17番が報告いたします。

申請人KNさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は重留東、年齢は66歳です。

渡人STさんは、熊本県合志市豊岡に居住されておられます。

申請地は、伊佐市菱刈重留字外古川、地目は田、地籍は843㎡で、所有権移転売買であります。

受け人の経営面積は、4,487㎡であります。今回購入分843㎡を合わせますと、5,330㎡でありますので取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は、今自より約1.3キロ位であります。

現況は良く管理された水田で、経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終ります。

議 長

17番委員の調査報告が終わりました。

		委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号7番について、17番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	全員挙手。 よって整理番号7番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号8番について、担当委員の調査報告を求めます。 4番委員。
4	番委員	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号8番について、去る3月13日に現地調査を行いましたので4番が報告いたします。 申請人HYさんは、伊佐市大口白木に居住され、自治会は白木、年齢は36歳です。 渡人NHさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、自治会は鳥巢下、年齢は51歳です。 申請地は、伊佐市大口鳥巢字中向他4筆で、地目は田、地籍は合計7,402㎡、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は35,488㎡で、取得可能面積であります。 農業従事者は4名で、通作距離は自宅より約3キロ位であります。 現況は良く管理された水田であります。 経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。
議	長	4番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号8番について、4番委員の調査報告のとおり、許可すること

に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号8番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号9番について、担当委員の調査報告を求めます。
10番委員。

10番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号9番について、去る3月12日に現地調査を行いましたので10番が報告いたします。

申請人MYさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留東、年齢は43歳です。

渡人TSさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留西、年齢は55歳です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字鑑之上で、地目は田、地籍は1,822㎡、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は11,192㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は4名であります。

申請地は、田中小の正門から約300m位の位置にあり現況は良く管理された農地であります。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、字図、委任状等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いま。

議 長

10番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということございまので、お諮りしま。

整理番号9番について、10番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号9番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号10番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>14番委員。</p>
14番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号10番について、去る3月13日に現地調査を行いましたので14番が報告いたします。</p> <p>申請人STさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、自治会は町船津田下、年齢は66歳です。</p> <p>譲渡人KTさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、自治会は町船津田下、年齢は90歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川南字十二和石 他1筆で、地目は田、地籍は合計2,092㎡、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は3,020㎡で、今回の申請分2,092㎡を合計しますと5,1120㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は自宅より約300m位で、現況は転作田であります。</p> <p>経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>14番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございませんので、お諮りします。</p> <p>整理番号10番について、14番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号10番は、許可が決定しました。</p>

議 長	整理番号11番について、担当委員の調査報告を求めます。 6番委員。
6番委員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号11番について、去る3月14日に現地調査を行いましたので6番が報告いたします。</p> <p>申請人TSさんは、伊佐市大口小木原に居住され、自治会は停車場、年齢は66歳です。</p> <p>渡人ASさんは、鹿児島市武岡四丁目に居住され、年齢は76歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口里字五反田で、地目は田、地籍は699㎡、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は10,926㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は自宅より約6キロ位であります。</p> <p>現況は良く管理された水田であります。</p> <p>申請地は、旧営林署前であります。</p> <p>経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>6番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということございませすので、お諮りします。</p> <p>整理番号11番について、6番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号11番は、許可が決定しました。</p>
議 長	整理番号12番について、担当委員の調査報告を求めます。 2番委員。
2番委員	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号12番について、去る3月13日に現地調査を行いましたので

2番が報告いたします。

申請人KKさんは、伊佐市大口山野に居住され、自治会は石井、年齢は62歳です。

渡人KTさんは、伊佐市大口小木原に居住され、自治会は春村、年齢は85歳です。申請人と渡人は親子になります。

申請地は、伊佐市小木原字十王ノ前で、地目は田、地籍は2, 265㎡、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は122, 454㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅より約1キロ位であります。

現況は良く管理された水田であります。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終わります。

議 長

2番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

整理番号12番について、2番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号12番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号13番について、担当委員の調査報告を求めます。

13番委員。

13番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号13番について、去る3月10日、現地調査いたしましたので13番が報告いたします。

受人で受人のYTさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は奈良野、年齢は80歳です。

渡人YHさんは、伊佐市大口大田に居住され、自治会は大田、年齢は

69歳です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字焼井ノ下で、地目は畑、地籍は963㎡、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は6,258㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、良く管理された農地であります。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議 長

13番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

13番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手。)

議 長

よって整理番号13番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号14番について、担当委員の調査報告を求めます。

8番委員。

8 番 委 員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号14番について、去る3月16日に現地調査を行ないましたので8番が報告をいたします。

申請人で受人のKTさんは、伊佐市大口上町に居住され、自治会は上八坂中央、年齢は63歳です。

譲渡人MTさんは、伊佐市大口原田に居住され、自治会は永尾、年齢は71歳です。

申請地は伊佐市菱刈花北字小苗代原、地目は畑、地積は715㎡他1筆で、地積合計は1,460㎡、所有権移転売買あります。

申請地は小山金物店之裏に位置し現在は何も作付されていませんでした。

受人の経営面積は14,309㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、現況は何も作付されていない農地であります。
経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 8番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号14番について、8番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号14番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号15番について、担当委員の調査報告を求めまます。
3番委員。

3 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号15番について、去る3月10日に申請人MSさんの代理人、行政書士TR氏立会のもと、現地調査を行いましたので3番が報告いたします。

申請人MSさんは、伊佐市大口大田に居住され、自治会は浜里、年齢は50歳です。

譲渡人MHさんは、鹿児島県始良市西餅田に居住であります。

申請地は、伊佐市大口大田字川島で、地目は田、地籍は2,073㎡、所有権移転売買であります。

大口高校より北側500m位に位置し、四方田んぼに囲まれた良く管理された田んぼであります。

受人の経営面積は39,491㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅より1キロ位であります。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当し

ないと思われまので、許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

3番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませるか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということございませので、お諮りませ。

整理番号15番について、3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませ。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号15番は、許可が決定ませました。

議 長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数15件について、1件の取り消し、14件の許可が決定ませました。

議案第3号

議 長

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外の申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めませ。

6番委員。

6番委員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外の申出の意見決定について、整理番号1番について、去る3月13日に、3番委員・13番委員・6番委員で、申請人HMさん夫婦立会のもと共同調査をいたしたしたので、6番が調査の報告いたませ。

申請人EMさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市大口小川内字尾崎、地目は田、地籍3,045㎡であります。

除外申請理由は、神奈川県から6年前に奥さんの実家に里帰りませましたがこの農地は鳥獣害がひどく耕作出来な状況でしたので今回農振場外申請をして除外後非農地証明願申請を行う予定です。

申請地の所在地は、小川内集落のいちばん奥にあり、南、北側山林、

西側は宅地、東側は田です。

以上の様な理由のより3委員で協議した結果、除外にかかわる要件をすべて満たしていると判断いたし、除外はやむをえないと判断した。

添付書類として、事業計画書、変更申請書、字図、全部事項証明書、その他必要書類がすべてそろっています、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長 6番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
6委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 同じく議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・編入の申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
1番委員。

1 番 委 員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更、編入の申出の意見決定について、整理番号1番について、去る3月13日に、申請人立会のもと12番委員、私1番委員の2名で共同調査をいたしましたところ、今回の申請を取り下げたいと申し出がありましたので、今回は取り下げです。

議 長 1番委員の調査報告が終わりました。
1番委員の報告の通り取下げといたします。

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定について、除外申請件数1件について、意見の決定1件が決定しました。
編入申請件数1件について、1件の取下げが決定しました。

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

15番委員。

15番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について去る13日に、11番委員14番委員、私15番、申請人のHKさん立会のもと共同調査を行いましたので報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈南浦にお住まいのHKさん、自治会は永池で、年齢は72歳であります。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈南浦字柴江、地目は畑、面積は1,116㎡であります。

転用目的は、クヌ木の植栽と言う事です。

申請地は、菱刈南浦の九電の変電所手前右側に位置しまして、現況は柿畑であります。今回クヌ木を植栽したいと言う事での申請であります。

申請地の東は道路、西は竹杉の混合林、南は雑山、北は柿畑になっております。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終わります。

議長 15番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
15番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>3番委員。</p>
3 番 委 員	<p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番について去る3月13日に、申請人瀬崎智明さんの代理人、司法書士O Iさん立会いのもと、6番委員、13番委員、私3番委員で現地調査を行いましたので3番が報告いたします。</p> <p>申請人STさんは、伊佐市大口原田に居住され、自治会は国ノ十で、年齢は55歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口原田字国ノ十、地目は畑、面積は81㎡で、今お住まいの住宅の入口で敷地内の畑であります。</p> <p>転用目的は、一般住宅建設の為に地目変更されるものであります。</p> <p>所在地は、JAのルミエールノ南側約500m位の国ノ十集落の入口で、東、西、北側住宅、南側市道であります。</p> <p>道路、排水路等も良く整備され周囲に悪影響を及ぼすようなことはないと思います。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図、委任状等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>3番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>3番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>11番委員。</p> <p>この議案は16番委員が申請人となっていますので、農業委員会等に関する法律、第24条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>関係議案終了後に入室、着席していただきます。</p> <p>それでは、16番委員の退席をお願いします。</p> <p>(16番委員退席)</p>
11番委員	<p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番について去る3月13日に、14番委員、15番委員、私11番委員、申請人MRさん立会のもと、共同調査を行いましたので、11番が報告いたします。</p> <p>申請人MRさんは、伊佐市大口下殿に居住され年齢は67歳、自治会は下殿であります。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市大口下殿字権現原、地目は畑、地積は1,419㎡であります。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。</p> <p>転用目的は、太陽光発電施設であります。</p> <p>申請地の所在地は、羽月南中学校より南に300m位の所に位置しております。</p> <p>南側は畑、東側はJAのライスセンターであり、北側も畑、西側の畑であり、周囲は宅地になっております。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は224枚、太陽光発電量は約56kwを予定しているそうです。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、見積書、事業計画書、融資証明書、経済産業省の再生可能エネルギー発電施設の認定書、工事費負担金請求書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>11番委員の報告が終わりました。</p>

		委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 1 1 番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号3番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。 ここで、1 6 番委員の入室をお願いします。 (1 6 番委員着席)
議	長	整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。 1 6 番委員。
1 6 番委員		議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号4番について去る3月13日に、行政書士T氏立会のもと、2番委員、9番委員、私16番委員で共同調査を行いましたので、16番が報告いたします。 申請人NA氏は、伊佐市大口鳥巢に居住され、自治会は鳥巢下で、年齢は56歳であります。 申請地は、伊佐市大口鳥巢字宮ノ前、地目は田、地積は998㎡であります。 本申請の転用目的は、太陽光発電施設で農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。 申請地の東は小屋を挟んで市道、西は転作田、南は鳥巢公民会、北は雑種地で太陽光発電施設が建設されておりこの太陽光発電施設も永里昭弘氏のものです。 太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は216枚、パネル設置面積は998㎡、太陽光発電量は約54kwを予定しているそうです。 添付書類として、土地の全部事項証明書、見積書、事業計画書、融資証明書、経済産業省の再生可能エネルギー発電施設の認定書、工事費負担金請求書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図等が提出されております。 調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願

		まして報告を終ります。
議	長	16番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 16番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号4番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。 14番委員。
14番委員		議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号5番について去る3月13日に、11番委員15番委員、私14番委員、申請人のNNさん立会のもと共同調査を行いましたので14番が報告いたします。 申請人NNさんは、伊佐市菱刈下手に居住、年齢は51歳、自治会は下手仁王であります。 申請地の所在地は、伊佐市菱刈下手字五本松、地目は田、地籍は799㎡であります。 農地区分は第1種農地集団性のある農地となっており、転用目的は、農業用資材置き場であります。 なお、第1種農地集団性のある農地は不許可の例外、農業施設に該当します。 申請地は、下手交差点より西に300m位に位置しており、南側は県道48号線、東側は住宅、北側は農道を挟んで田、西側は農道を挟んで田であり周囲にあたえる影響はないと思われます。 添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図等が提出されております。 調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひし

まして報告を終わります。

議長 14番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
14番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数5件については、意見の決定並びに許可及び諮問5件が決定しました。

議案第5号

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
2番委員。

2番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号1番について調査の結果を2番が報告いたします。

去る3月13日に、9番委員、16番委員、私2番委員で共同調査いたしました。

立会人として申請人UT氏が出席しております。

譲受人は、伊佐市大口鳥巣にお住まいのUTさん、年齢は45歳であります。

譲渡人は、伊佐市大口鳥巣にお住まいのIKさん、年齢は66歳であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は一般住宅となっておりますがすでに住宅が建っております。

申請地の所在地は、伊佐市大口鳥巢字平瀬で、地目は田、地籍は210㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、園田公民館から北へ150mに位置し、東側は雑種地を挟んで道路、西側は山林、南側は畑、北側は竹藪出あり周囲に与える影響はないものと思われま。

昭和50年代に、申請人の両親が、渡人から土地を譲り受一般住宅を建築してしまったそうです。

受人はどういう経緯でなったかと理由は分からず今まで住んでいたそうで始末書が添付されています。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状、始末書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして私の報告を終わります。

議 長

2番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

2番委員の調査報告のとおり、意見並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。

13番委員。

13番委員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番について、去る3月13日に3番委員、6番委員、13番委員、代理人O司法書士さん立会のもと、調査いたしましたので13番が報告いたします。

受人のOYさんは、さつま町求名に居住されていらっしゃいます。

譲渡人のITさんは、南九州市川辺平山に居住されていらっしゃいます。

す。

申請地は、伊佐市大口金波田字井ノ尻で、地目は田、面積は401㎡、同じく井ノ尻で、地目は畑、面積は595㎡、同じく井ノ尻で、地目は畑、面積は596㎡3筆合計1,592㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

北側が自宅で、南側宅地、東側は宅地の通路、西側は山となっております。周囲に与える影響はないものと思われま。

転用目的は、クヌ木を植えてきのこ木として販売されるそうです。

OYさんはさつま町から移転されるそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、見積書、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長

13番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
13番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請2件のうち許可及び諮問2件が決定しました。

議案第6号

議 長

議案第6号 非農地証明願について、提案します。
整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員。

5 番 委 員

議案第6号 非農地証明願のうち整理番号1番について、去る3月13日に、申請人の従兄弟にあたりますMさん立会のもと、4番委員、19番委員、私5番委員3名で共同調査をいたしましたので5番が報告いたします。

申請人MTさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は田代で、年齢は87歳であります。

申請地は、伊佐市大口田代字廣畑 他11筆で、内訳しまして畑が4筆で、地籍の合計は1,857㎡、田が8筆で、地籍の合計は7,929㎡、合計12筆で地籍合計は9,786㎡であります。

非農地となった時期、理由は、平成4年4月より鳥獣害被害がひどくなったうえに、河川の氾濫による被害等が追い打ちをかけ耕作を断念したということであります。

申請地の位置は、畑は自宅周辺にある他、自宅の北西側にあつて山林化しており畑の周囲はほとんどが山であります。

田んぼは、自宅の北西側の川沿いの上流に位置し、県道出水菱刈線の道路下の谷にあり、カヤ等の雑草が生い茂っている状況であります。

以上の状況から3名で協議しました結果、12筆とも農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。

議 長

5番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということですので、お諮りします。

5番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手、

よつて整理番号1番は、非農地証明が決定しました。

議 長

議案第6号 非農地証明願は、1件申請のうち、1件の証明許可が決定しました。

- 議長 議案第7号 職員の任免について提案します。
昨日、4月1日付けの伊佐市役所職員異動内示の発表がありました。
農業委員会に関する法律第20条第3項の規定によりますと事務局職員は農業委員会が任免することになっていますが、市長部局の条例等の関係で異動内示発表後の形だけの任免となりますことをご了承ください。
農業委員会事務局も異動がありました。
それでは、内容について事務局より発表してください。
- 事務局 それでは、発表いたします。
退職者は、IM事務局長が3月31日付けをもって定年退職です。
また、NHが再任用ですが、今年度で再任用終了です。
転入職員は、事務局長に建設課住宅・下水道係長のHHが転入です。
以上です。
- 議長 これについて、質問・ご意見はございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 質疑がないようですので、お諮りいたします。
これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長 全員賛成であります。
よって、只今発表のありました職員を任免することとします。
以上で、審議を終わります。
- 議長 その他 事務局お願いします。
- 事務局 月例報告です。
最後のページになります。
3月分の月例報告です。
13日を中心に現地調査をやって頂きました。
本日20日が、第12回目の農業委員会の総会でございます。
26日が、3月の県の定例常任会議員会議が鹿児島市でございます。
4月の行事予定ですが、15日を中心に現地調査をお願いします。

20日が、平成27年度第1回目の農業委員会の総会になります。
24日が、4月の定例常任会議員会議になります。
以上です。

議 長

その他、皆様はありませんか
(「なし」という声、多数あり。)

事務局 長

これで、平成26年度第12回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前10時30分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 **会 長**

伊佐市農業委員

9 番委員

伊佐市農業委員

10 番委員
